

横浜うしさを育む
歴史を生かしたまちづくり—その2

(都市デザイン活動50年)
— 前半25年の取組み —

2. 歴史を生かしたまちづくりの仕組みが出来るまで

西脇 敏夫
都市デザイナー・元横浜市都市デザイン室長

〈横浜都市デザイン50周年記念事業：都市デザインを「知る」講演会〉

横浜の歴史的資産はどうしたら守れるか

- * 職員による歴史的建築物の所在の調査開始
- * 「ホテルニューグランドの建物の価値は?」
- * 「日本大通り」の「横浜地方検察庁」が建替えで消失！
- * 市内には、どれくらい歴史的建造物が残っているのかを本格調査

「歴史的建造物現況調査」(1983・84)

日本建築学会「横浜・歴史的環境保全整備基本構想委員会」

約2,000件の建造物、約100の歴史的環境地区、約200kmの古道

- * しかし、一年間で古民家30棟、近代建築物10棟が消失している！

横浜の歴史的資産は、地域によってさまざま

北部(鶴見川水系)ー農村文化に支えられた民家,長屋門,古墳など

都心部(港町横浜)ー開港以降の近代建築物や土木・産業遺構など

旧東海道筋ー神奈川宿,保土谷宿,戸塚宿の雰囲気など

南部ー鎌倉時代以降の社寺,漁村や金沢八景の名勝地など

* 金沢,倉敷,京都,神戸など「歴史的資産保存の先進都市」とは違う

横浜の歴史を生かしたまちづくりは、どう進めたらよいか

「歴史を生かしたまちづくり基本構想調査」(1985)

保存制度の検討をして、保全整備手法の枠組みの提案

* この間も近代建築物30棟消失

「横浜市市街地環境設計制度」改定(1985) 歴史的建造物の保存修復に対する特例を加える

「日本火災横浜ビル」の取組みをモデルに 「地元」「日本建築学会」「事業者」「横浜市」が協力 「調査委員会」(1986)

- ・歴史的価値と新しい機能の両立
- ・景観の保存と再生による新たな価値が街づくりに貢献
- ・「市街地環境設計制度」の保存修復特例1号



横浜独自の制度「歴史を生かしたまちづくり要綱」の誕生

「歴史を生かしたまちづくり要綱」と
「文化財保護条例」の両輪の取組みがスタート

「文化財保護条例」(1987)

文化財保護法に基づく条例

文化財価値の保存(内部外部を凍結保存)

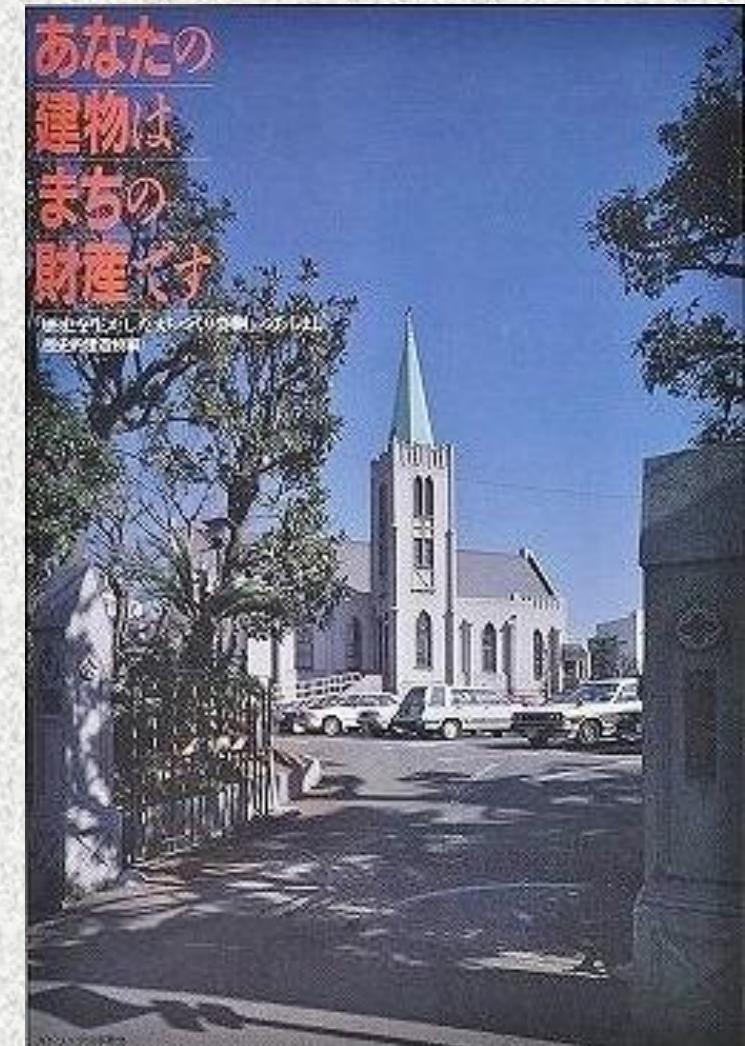
近代以降は対象になり難かった

「歴史を生かしたまちづくり要綱」(1988)

景観価値の保存(外観保全と活用)

近代洋風建築や土木産業遺構なども対象

認定・契約・登録(3種類の歴史的建造物)



「歴史を生かしたまちづくり要綱」の目的と対象

横浜の歴史的建造物の実態に応じて、その景観的価値を継承するために柔軟で弾力的な運用が可能な横浜独自の制度

目的 歴史的景観の保全と活用に関する基本的な事項を定めて、魅力的で快適な街づくりに役立てる目的にしています

対象 1. 歴史的建造物 近代洋風建築物、古民家、町家、蔵、神社、寺院、土木産業遺構など

2. 歴史的地区 歴史的建造物を含み、これらと一体になって歴史的な景観を呈する地区

「歴史を生かしたまちづくり要綱」の特長

1. 所有者の方の実情を考え、柔軟で弹力的な運用をします
 2. 景観上の価値を大切に考え、「外観の保全」を最優先し、内部はむしろ積極的な活用を望みます
 3. 保全のための改修等に最高3000万円（木造以外の建物で、歴史的建造物として「認定」したものの場合）の助成をします
 4. 幅広い保全を図るため、歴史的建造物をその価値に応じて、「登録」、「保全契約」、「認定」の3種類に分け対応します
- * 登録文化財制度は「文化財保護法」に採用される(1996)

「要綱」と同時に発足！歴史的景観保全の三本柱 「歴史的景観保全委員」と「横浜市歴史的資産調査会」

「歴史的景観保全委員・全員協議会・専門部会」

「要綱」の運用に当たり、専門家と市民の意見を取り入れるために設置

保全委員 専門的・市民的視点で意見を述べる独任制の委員

全員協議会 登録・認定候補の承認、保全計画の審査などの議論

専門部会 個別委員だけでは不十分な重要な案件について対応

「横浜市歴史的資産調査会」

歴史を生かしたまちづくりを推進するため、研究者等によって設立された団体

歴史的資産の調査研究、普及啓発活動にあたり、調査研究、セミナーの開催、広報印刷物の発行などを行う

（現在は、公益社団法人横浜歴史資産調査会「YOKOHAMA HERITAGE」）